

平成 21 年度第 12 回税制調査会

日 時：平成 21 年 11 月 25 日（水）17 時 30 分～

場 所：合同庁舎第 4 号館 11 階 共用第 1 特別会議室

○峰崎財務副大臣

まだ全員集まっておられないようなんですが、一応 5 時半定刻を過ぎておりますので、ただいまから第 12 回「税制調査会」を開会させていただきたいと思います。

本日は、前回に引き続きまして、要望項目の集中審議を行いたいと思います。

本日は、農林水産省と総務省という 2 つの省の要望項目の審議を行いたいと思いますが、それぞれの評価結果については、国税と地方税別にお手元に配付しております。

なお、本日は要望にない項目についても審議を行いたいと思っておりますので、御協力をお願いしたいと思います。

それでは、カメラさん、これで退場していただければと思いますが、今、入ってきた人がおられるので、なかなか大変なのかもしれませんが、あと 20 秒ということですが、あとは大体今日はお見えになっていますね。

それでは、御退場願えればと思います。

（カメラ退場）

○峰崎財務副大臣

それでは、まず、農林水産省の要望項目について審議を行いたいと思います。

昨日は、大変うまく 7 時までには終わりましたので、本日も昨日に引き続きまして、御発言を 15 分以内ということで、山田農林水産副大臣、よろしくお願い申し上げたいと思います。

どうぞ。

○山田農林水産副大臣

農林水産部門では、前回 27 あったものを 14 はもう減らしましたので、残りについて大事なところだけ説明させてもらいたいと思っておりますが、まず、C 評価されています、農林漁業用 A 重油に対する課税の減免の 2 年延長の問題です。これは資料をお配りしてありますので見ていただければわかるかと思いますが、今、漁業者のほとんどが漁船漁業でして、みんなそのほとんどが A 重油を使っておられる。いわゆる 17 万戸の漁業者、ほとんどの漁業者が利用しておると考えていただければと思います。

農業者でもハウス、いわゆる施設園芸、これに携わっている農業者というのは、全部と言っていいほど使っております、この減免措置の恩恵に預かっている農家だけで 21 万戸あります。かなりの方々がこれを利用させてもらっているんですが、殊に漁業の場合、平成 10 年に重油が 1 リットル 30 円だったのが、平成 21 年は 66 円なんです。倍以上になっています。一時は 100 円までいったんですが、ガソリンは一たん戻しましたが、重油は高どまりで、漁業者にとっては相変わらず、なかなか価格も低迷

して、魚価も低迷して、出漁できないでいるとか、大変深刻な状況を迎えておりますので、このA重油の減免制度というのは、是非とも必要だと考えて皆さんが期待しているところなんです。

殊に漁業の場合に、イカ釣りの場合には、燃費だけでその38%、いわゆる占める割合が、タクシーの燃費が占める割合が7%、トラックが5%とすれば、いかに多いかと。また、ピーマンが32%、バラが31%、マンゴーが41%、農林漁業では3割ぐらいがそういう形で燃油に対して依存しているという形になっております。

また、実際に海外においても、韓国でも漁業者に対して、イタリアでも漁業者に対して、農業者に対しても、各オランダとかベルギー、スウェーデン、韓国もそうですが、施設園芸、そういった農業者に対しても、皆さんこういう重油の免税措置を取っているところ、これを考えていただければ、是非、これは大変必要な税制だと。

農水省の今度の税制の要望の中の共管で申し込んでいる、商品取引商法の改正に伴ういわゆる分離課税の問題、これは私もかつて弁護士をやっていたから、商品取引については非常に厳しい状況の中で、被害者も結構多かったんですが、こういった分離課税による特例措置とか、また、生命保険に伴う民間の介護保険についてまでB査定でもって減免措置をする。こういったところをするくらいだったら、農林漁業A重油に対しては、是非ともやっていただきたい。そう考えております。これが1つです。

その次ですが、農業協同組合の合併に係る特例措置の3年延長ですが、これは前回は説明しましたがけれども、いわゆる組合をどんどん合理化というか、いわゆる合併させていって、小さなやっていけない農協とか漁協という形で合併を促進しておりますが、中でもどうしても、いわゆる合併される側の農協とか漁協の資産、森林組合の資産が、非常に時価とかその他で高い場合には、かなりの税金を払わなければいけない。それが支障になってなかなか合併が進まないということがありますので、これも是非、農水部門にとっては、大変必要な合併に係る特例措置の延長だと思っております、是非お願いしたいと思っております。

更に、家畜排せつ物、いわゆる養豚とか養鶏でもそうですが、いわゆる糞尿に対する設備なんですけど、これは補助金が出ていません。畜産農家が個人でやっております、まだまだやらなければいけない。実際に1戸当たり平均1,200万円ほどかかっておりますが、適用件数だけでも2,000件もあって、やはりこういう場合には補助金も共同でない限りないので、やはり環境上の問題もあるし、税務上の減免措置で、これこそ必要な措置ではないかと考えておりました、これは認められないというD評価になっておりますが、是非認めていただければと考えております。

更に、4番目にバイオ燃料設備に係る課税標準の特例措置なんですけど、これについても認められないD評価となっております。確かにこれは始めたばかりで件数も少ないんですが、これから25%のCO₂削減、そういったことを考えますと、いわゆるバ

イオマス、そういう設備をつくって行って、これからどんどん、例えば植物系のバイオ燃料とか、いろんな形で糞尿によるバイオの燃料とか、あるいは、今、考えられているのは、サトウキビあるいはてん菜等々によるエタノールの生産を思い切ってやって、E3とかE10とか、ヨーロッパ並みに、自動車のガソリンに代わる、化石燃料に代わるものとして大変大事な産業になっていくのではないかと。件数は今でこそ少ないんですが、これは非常に大事な税制だと思っております、農水部門としては、是非これをお認めいただきたいと考えております。

もう一つ、これもD評価で認められないとなっておりますが、いわゆる中核的地方の卸売市場に係る特例措置です。現在、どこの市場もそうですけれども、ほとんど経営は破綻しているというか、厳しい状況にあって、その中で、今まで卸売市場に対しては補助金、いわゆる建設に対する助成金とか、そういったものもありませんし、そんな中で今ある卸売市場が機能しなければ、いわゆるロットの大きい大量量販店等々によって、輸入価格に抑えられた価格で直接取引を生産者とされているという厳しい状況の中で、どうしても市場機能、適正な価格を形成するというのが必要だと我々農水部門としては、これを維持するためにも、少なくとも市場に対する課税、今、経営状況はどこの市場も厳しい、その中で特例措置を、いわゆる固定資産税の課税標準の特例措置、いわゆる3分の1控除、これを5年間というのは認めていただきたいと考えております。

最後ですが、いわゆるリサイクル法、食品リサイクル法に基づいて、なかなかこれがうまく進んでいないんですが、これについて利用件数もまだ今のところそんなに多くないんですが、わざわざこういうリサイクル法という環境に対する大変大事な法案もできておりますし、その中で、私どもとしては、やはりこれについての特別償却及び固定資産税の課税の特例措置、これをやっていかなければ、殊に今考えられるのが、スーパー等で余った食品等々について、スーパーで一時処理したものを実際に飼料・肥料用にやっていくという二次加工するための第一次的な段階の簡単な設備なんですが、これに対して、今、非常に要望も多い、そういうところから、これは是非将来の環境の面でも資源再生化施設等の特別償却制度の2年延長、これを是非お願いしたいと考えております。

更に、7番目ですが、農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例措置。これについても金額そのものはそんなに大きくないんですが、非常に利用者が多い。現在、個人だけで3,752経営体、法人で1,148経営体というのが20年度実施でありまして、是非これからこういうものについても、必要なものとして検討していただきたいと思っております。

前回、戸別所得補償のモデル事業に対して、今まで農業分野においては、いろんな品目横断別の所得補償について、これを準備金として積み立ててもらっていたわけですが、それと同じような扱いを今回、戸別所得補償にしてほしいということで、今、

言ったように、これから先、これまでも非常に利用者が多かったし、これから農業戸別所得補償をやっていけば、非常に特例措置は従来どおり大変大事になってくるのではないかと思いますので、是非その御配慮をお願いしたいと考えております。

私からは、以上です。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。それでは、古本政務官、よろしくお願いします。

○古本財務大臣政務官

お疲れ様です。古本です。

農水については、今、お話をいただいた中それぞれに、大事な我々の食料自給あるいは食料供給、これは農家、漁家それぞれの分野で御尽力いただいている分野に、税の分野でどれだけ政策応援していこうか、あるいは政策誘導していこうかという大変大きな問題だと思っています。

冒頭、副大臣から頂戴いたしましたA重油の話も、事柄としては、その1つの象徴的な話ではないだろうかと思っております。

ちょうどWT Iの指標がバレル140ドルぐらいいったときに、本当に出漁できないといったような事態が連日報道され、多くの漁家の方が目の前に魚群が来ているのに、収穫できるのに出漁できないというような事情が報道されるのを見るにつけ、原価に占める燃料費の割合が大変なことだということも、よくよく承知をした上で議論をしなければならぬのではないかと思います。

その際に、現在、A重油という農業に関してはハウス、そして漁業についてはA重油で運行される、一部プレジャーボート型のガソリンで船外機を少し動かしておられる船は別として、専らA重油で船が動いておられる、出漁されているという現実をかながみたときに、例えば、今、特に副大臣から念押しのあったA重油等については、現在、租税特別措置ということで、リッター2円という措置を入れておりますけれども、全体の議論を今後どうしていくかということになるんだと思います。

その際に、これは漏れなく他の府省庁についても、別途歳出で手当てをしているものについては、この税でのインセンティブを更に与えるということになりますと、二重で国の施策として支援していくということになりますので、大変心苦しい面もあるんですけども、少し歳出で、特にA重油ということに関して言えば、CO₂の、例えばリッター当たりあるいはトン当たりでも結構ですけども、排出原因ということで見ますと、これは事実としてA重油というのは一番CO₂排出原因者という意味では成績があまりよろしくないという事実がある中で、他方で、省エネ船舶あるいは省エネハウス等々いろんな分野で、御省も力を入れて別途歳出で補助しておられると思うんです。ですから、整合性なりも注視して見ていかなければならないと思っております。ですから、歳出の全体の規模感を改めてこの場でお聞かせいただくとありがたいのですが。

○山田農林水産副大臣

全体で 49 億なんです、金額的にそんなに大きな減収枠ではないと思うんですが、私ども今度の特例措置の中で、かなりの部分を切りましたので、その中で約 10 億、私どもがやった中で特例措置を延長しなかったことで入ってくる増収部分は 15 億あると思うんですが、そのほかにも漁業者あるいは農業者、そういった施設の農業をやっている方々の補助金の部分で削れるものがあれば少し検討させていただきたいと思っております。

いずれにしても何とかこの部分は 21 万人の農家と、これは実際にほとんどが専業農家ですから、実際に漁船漁業の 9 割近い 17 万戸漁業者が、みんなこの税制に長い間ずっと恩恵を受けてきて、これまでぎりぎりの厳しい経営状況の中で何とかここまでやってきておりますので、これはどうしても A 重油の問題については、是非確保してもらいたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

○峰崎財務副大臣

とりあえず、総務の方も続いて、お願いします。

○小川総務大臣政務官

地方税の観点でございます。既に大分絞った上で御要望いただいていることに敬意を表させていただきたいと思えます。

その上で、既に議論をさせていただいておりますとおり、大変長期にわたっておりますもの、それから適用が余り効いていないもの、これに関しては非課税措置等の全体的見直しの観点から改めて議論させていただくということでございまして、1 点目の家畜排せつ物の関連でございますが、創設からの経過年数、また、既に管理基準が義務化されてから 5 年が経過し、更に基準に適合している割合が 99.9%ということもお聞きしております。こういった観点から改めて議論させていただきたいと思っております。

それから、バイオ燃料の製造設備に関する特例措置でございますが、まだこれは新しい特例とお聞きしておりますが、残念ながら適用件数が 18 件ということで、効き目の観点から、これも改めて議論をさせていただきたいと思えます。

最後に卸売市場の関連でございますが、これは長期にわたる平成 12 年の創設でございます。適用件数は 18 年から 0、1、0 という状況も踏まえて、これも改めて議論をさせていただきたいと思えます。

以上です。

○山田農林水産副大臣

卸売市場の場合に、確かに件数は少ないんですが、実際に地方全体で 1,237 市場ありますけれども、中核的な市場は 193 市場ということに限られていますので、適用件数は当然縛られてくるんですが、この市場機能というか、卸売市場を何とか維持していくためには、ほかにどんな方法があるんだろうかと考えたときに、やはり固定資産

の減免ぐらいしか、今のところ無理かなと思っておりますので、利用件数は少ないにしても、もともと中核的市場が少ないところから、是非御考慮をいただければと思っております。

バイオマス云々につきましては、実はサトウキビ、これについていろんな助成をやっているわけですが、約 500 億の予算を組まざるを得なくなる。いわゆる所得補償に近い形の経営所得安定交付金を出しているわけです。

これについて、私も先般、宮古島、沖縄にも行ってまいりましたが、向こうの島では、サトウキビが主たるというか、それしかないという農業形態で、これをどうするかということについていろいろ検討してまいりました。

その結論なんですが、エタノール、サトウキビを 1 回絞った後、しぼりかすでもってエタノールの製造に思い切って業種を転換していこうかと、そういう話し合いを今、沖縄県と話しているところなんです。

そういう意味で、バイオの燃料施設整備については、やはりこれから先、助成金というよりも融資と減税措置でやっていけるような方向で考えたいと思っております。これは是非残していただきたいと考えております。

もう一点、家畜排せつ物なんですけど、これは結構適用施設ができていると言われながら、なかなか悪臭防止法、市町村も結構厳しいところがありまして、まだまだ移転しなければいけないというか、住宅地に近いところの場合は、更にそういう設備を備えた上で移築しなければならないとか、施設そのものも老朽化してもう一回やり直さなければいけないとか、非常に需要は見込まれておりまして、確かに長い年月かかってきておりますが、これも農林、特に畜産にとっては大変大事な分野なので、補助金もないし助成金もないし、何とか減税措置は残していただければと考えておりまして、よろしく願いいたします。

○峰崎財務副大臣

今、こちら側からの意見がございましたけれども、どなたでも御意見があれば、出していただければと思います。

農協の合併の関係はよろしいですか、B 査定になっておりますから、これは引き続き査定をして、随時調整チームでやっていただくということで、そのほか、地方税の方はいいですか、固定資産税中心のところですが。

○小川総務大臣政務官

はい。

○峰崎財務副大臣

それと最後のところは、戸別所得補償政策は、おそらく制度設計をされているところだと思います。

どうぞ。

○渡辺総務副大臣

税制ではないんですけれども、今、バイオ燃料、私も沖縄PTで、たしか宮古島に行っていて、バイオのエタノール、サトウキビからの、今、実際どれくらい実現しているものなんでしょうか。いわゆる将来の見通しです。

○山田農林水産副大臣

宮古島では、まだ1リットルどうしても150円くらいかかりそうなことを言っているんです。

ところが、伊江島というところに、私は行って来たんですが、伊江島の場合、アサヒビールがパイロットの施設を持ってつくっておきまして、ここでいきますと、モンスターという今までのサトウキビと違って、1.5倍から2倍くらい取られるようなサトウキビを栽培している、これは糖度の量は少ないんですが、それを1回だけ絞って40%くらい残る糖分を、いわゆるエチルアルコールにもっていくと、今、アサヒビールの試験パイロットの試算ですと、1リットル40円でできる。そういう試算を出してきていますので、更に詰めなければいけないんですが、もしそれができれば、沖縄とか南西諸島のサトウキビ農家は、1回サトウキビを絞った後、エタノールに切り替えることはできないか、今それを考えておきまして、1リットル40円でエタノールができるのだったら、E3、E10は可能だと考えておりますが、まだ本当にこれから実証プラントをつくっていかねばなりませんし、面積等々もまだクリアしなければならぬ問題がありますので、これはこれからの問題として是非南西諸島の農業を維持するためには、北海道のてん菜もそういう形になってくるかと思っておりますが、エタノールの方に切り替えたいと思っておりますので、バイオに対する税制は、是非考えていただいて、是非認めていただきたいと思っております。

○増子経済産業副大臣

農林漁業用A重油の石油石炭税の措置の延長については、経済産業省としても是非この延長をお願い申し上げたいと思います。

昨年の燃油高、一昨年の暮れから昨年にかけて大変な燃油高騰になりました。漁業関係者を始め、農業関係者は大変厳しい環境にあったことはもう御承知のとおりであります。

A重油の消費量というのは、気候やさまざまな経済環境によっても、大分変動が大きいということもあります。やはり農業の生産費に占める割合もかなり大きなものがありますから、是非これについては、経済産業省としても、是非延長をお願いしたいと思っております。是非お願い申し上げます。

○峰崎財務副大臣

今、経済産業省の方からございましたけれども、これはリッター2円ぐらいですか。

○山田農林水産副大臣

そのくらいです。

○峰崎財務副大臣

例えば、これはハウス栽培とかいろんなどころにも勿論使われているのかもしれませんが、価格の転嫁というものは、やはりそういう意味では生産者が非常に少数であるがゆえになかなか難しい。こういうことなんでしょうか。

○山田農林水産副大臣

そうですね。かなりの量を使いますね。一晩中、施設でたいているとか。

○峰崎財務副大臣

重油価格は石油価格でかなり上がったり下がったりしますが、そういう意味で言いますと、そういう価格変動の方がかえって、その価格変動に対する、例えば備蓄とかいろんな別の対策みたいなものの方が効果がありそうな気がするんですが、その辺はやはり減免の方が効果があるんですか。

○山田農林水産副大臣

備蓄といいますか、やはり農業者・漁業者は2円ですけれども、一晩にイカ釣り漁船の場合には7万から8万はたきますからね。

○峰崎財務副大臣

7万リッターですか。

○山田農林水産副大臣

金額にして7万円から8万円ぐらいです。

それで、やはり重油のその分に対して、結構、軽油の占める割合というものもばかにならないので。

○峰崎財務副大臣

副大臣、去年、非常に高騰したときに、いわゆる大日本水産会が重油の価格に対する補助金みたいなものを、非常に使い勝手が悪かったというふうに聞いておりますけれども、使おうと思ったら価格が大分下がってしまったということがあるんですが、ある意味では、これから考えたときに、減税というのは何となく1リッター当たり2円ということになって、これはどちらかという環境的な問題から関連して、やはり量に対してある程度かけていくというのが、これからおそらく石油石炭税の関係は、方向としてはむしろ減免よりもそちらはかけていって、価格の問題については上がり下がりがあるのは、どちらかという価格の変動に対する対応を別途考えた方が業者にとっていいのかなと端で見て思ったんですが、その辺りはどんな感じですか。

○山田農林水産副大臣

私どもも、マニフェストで漁業の所得保障もやりたいというふうに約束しておりますし、生産費で販売価格との差額を漁業においてもこれからやっていきたいと思っておりますし、それがきっちりできるようになればまた変わってくるとは思いますが、今の段階では、いわゆる油代の高騰等々に対して、まだ30円だったものが66円で、今、漁師にとっては非常に厳しい状況なので、例えばこの1リットル2円に対しても非常に漁業者にとっては大事な減税であると思っています。

○増子経済産業副大臣

補助金は予算措置の仕方が非常に難しいんです。それと同時に、ガイドラインをつくる時にどういう形でこの補助金を予算にしたらいいかということで、実は去年の経済対策でも、当時、私どもは野党でしたけれども、これをつくり上げましたが、現実的にはなかなか実行が難しいということで断念した経過があります。ですから、これは減税の方が非常にいいという結果も出ております。

それから、備蓄の関係は御案内のとおり、国家の石油備蓄は国際的な基準がありまして、価格だけでは実は放出できない。あくまでも石油が入ってこなくなったとか、そういう事情でなければ実は国家備蓄を放出するということではできませんので、やはりこれは延長していただいた方が非常に農林漁業者にとってもいいということは明らかですので、お願い申し上げます。

○古本財務大臣政務官

今の議論に若干、論点の整理ということで申し上げますと、漁家・農家が実はすべての燃料がそういう状況になっているかといいますと違っていきまして、実はA重油だけなんです。一方で揮発油税は納めていただいています、これとの関連がどうやって整理していくんだらうかというのは、ゼロベースで租特を見直していこうという議論の中で、このA重油の議論もこのテーブルに乗せさせていただいているということなんです。

それで、これは副大臣もよく御案内のとおり、農業については例の農免道で少しお返しをする。あるいは漁家については、いわゆる揮発油税の分の身代わりとしての関連整備事業というものをやってきていますので、そこで一定の、要は海に道路はないではないかという話がございます、そうやって揮発油税をいただいた分は、かつては道路特定財源だったということの中で海に道路はつくれるのかという話で、そういう整理もしてきた経緯があるんですけれども、圧倒的に納めていただいた揮発油税の方が固まりとしては大きいんです。

ちなみに農業者で、これは推計ベースですけれども、約 340 億円の揮発油税を払っていただいている。林業者で約 50 億円、漁家で約 309 億円納めていただいています、他方で、このA重油をどうするかという議論になったときに、やはり歳出で納めていただいた分については、かつてはこの揮発油税については、農免道に代表されるように、整理してきたんです。

ですから、このA重油の議論というものは、冒頭、副大臣からも事業歳出を見直してみたいという御提案があったので、そういった議論を今後も進めていければいいなと思っています。

○峰崎財務副大臣

これはまだ引き続き、随時調整チームが続いておりますので、移らせていただきたいと思っております。

農林水産省は、5分ほど超過してしまいましたけれども、ありがとうございました。
それでは、総務副大臣、よろしく願いいたします。

○内藤総務副大臣

御苦勞様です。総務省でございます。

総務省は、皆様方のお手元に「総務省 税制改正要望事項一覧」ということで資料をお渡しさせていただいております。この中でいくつかD評価をいただいたものがございしますが、本日はこのD評価を3点、皆様方に改めて御要望させていただきたいと思っております。

具体的には、順番は逆になりますが、国税の8番目と9番目、すなわち過疎に関するものが1点。そして、次に7番目の郵政事業の消費税に係るものが2点目。そして、3点目といたしましては、1項目めになるわけですが、情報基盤強化税制。この3点に絞って要望させていただきたいと思っております。

それでは、まず8番目と9番目の過疎地域に関するものでございますが、資料で言えば下に③と④と書いてあるものでございます。おめくりください。これは2枚ありますので、帯の中に「過疎法の検討状況、今後の見直し等について」と書かれているものをごらんいただけますでしょうか。

まず、ここでは過疎法のこれまでの経緯が説明をされておるわけでございますが、皆様方も御案内のように、過疎法につきましては昭和45年以降、4次にわたり議員立法で、しかもすべて全会一致で制定されてきたわけでございます。そして、現在の過疎法につきましては、平成22年の3月、つまり本年度で失効するわけでございますが、そういった失効を見据え、多くの地方から過疎地域については、失効後も立法措置を求める声が大変大きく届いているわけでございます。

そういった切実な声を受けて、総務省の原口大臣も、やはり切れ目のない過疎対策を講じていくことが必要だということを明言し、そうした声に呼応するように与野党の協議が水面下で始まっているわけでございます。まだまだ与野党の中では議論すべきことは残っているわけでございますが、ただ、切れ目のない過疎対策を講じていくことが必要という点については一定のコンセンサスを得ているところでございます。

そういった状況の中、総務省としては2点要望させていただきたいと思っております。資料としては1ページおめくりください。2つございますが、まず1点目は「過疎地域における特別償却制度の拡充・延長」。そして、2点目は「過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例」ということでございます。

まず前者でございますが、この措置により、引き続き過疎地域への企業や旅館等の立地を促進し、過疎地域の雇用の増大を図るとともに、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化を図ることが可能になるものと思われまます。

具体的な要望事項を申し上げるならば、この措置の3年間の延長と、そして、業種の拡大・拡充を要望させていただきたいと思っております。現在、その対象業務は製造業、

旅館業、そして、ソフトウェア業となっておりますが、これに加えて、離島振興法並みにと申し上げてもよいかと思いますが、有線放送業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンター、そして、農林水産物等販売業を加えていただきたい。このことを要望させていただきたいと思います。

コールセンターなどIT関係の産業は、地理的条件が不利なため産業の立地が困難な過疎地域にあっても、情報通信基盤の整備により立地が見込める業種であるというふうに思っております。実際に直近のことで申し上げるならば、小豆島に100ブースほどの大変大きなコールセンターが設置されるということが締結されているわけでございます。過疎地域であっても、このように条件不利性を克服し、雇用の創出が期待できるものではないかと思っております。

次の農林水産物販売業につきましては、過疎地域で生産された農林水産物を地域外へ販売することにより、農林水産業の振興並びに観光業との相乗効果の発揮、地域観光業の推進を図ることができ、過疎地域ならではの資源を生かした地域振興を可能とするものではないかと思っております。

そして、2つ目でございます。簡単に申し上げます。「過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例」につきましては、現行過疎法失効後の平成22年度以降の過疎法による特例措置の継続を要望するものでございます。

それでは、これを終えまして、次は資料の②をごらんください。これも紙が3枚ありますので、一番上のものをごらんいただけますでしょうか。正確に申し上げますならば「郵便貯金銀行及び郵便保険会社が郵便局株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る消費税の非課税措置の創設」という要望でございます。

これは改めて言うまでもないことではございますが、郵貯並びに簡保、いわゆる金融2社は、窓口業務を郵便局会社に委託することが義務付けられているわけでございます。したがって、委託手数料をこれら金融2社が郵便局会社に払うわけでございますが、当然のことながら、その手数料に関する消費税、具体的には500億円を超えるものでございますが、課されているわけでございます。つまり一言で言うならば、通常の業務をするにもかかわらず消費税500億円を支払わなければならないという不条理・不合理がそこにあるわけでございます。

他方で、民間の金融機関についてそういうことがあるかといえ、全くそういうことがないわけでございます。つまり、イコールフットイングという観点からも、やはり私どもとしては、委託手数料に係る消費税については減免措置が必要だと考えております。

そして、このことは国会の中でも大きく主張されているわけでございますが、資料を1ページおめくりいただきますと、これまで数々の委員会決議あるいは附帯決議等が採択をされているわけでございますが、例えば平成17年10月14日、これは附帯決議でございますが、短いので読ませていただければ「1. 税制については、民営

化に伴う激変緩和の必要性の有無、四分社化、基金の設置など郵政民営化に特別な論点を踏まえつつ、消費税の減免などを含め関係税制について所要の検討を行うこと」。そして、それに続く平成 19 年の衆参の決議におきましては、同じような趣旨の消費税の減免など、税制についての所要の検討を行うことということが可決しております。

そして、直近では 10 月 20 日の閣議におきまして、1 項目めにもございますが、郵便局ネットワークを活用し、郵便、郵便貯金、簡易生命保険の基本的なサービスを全国あまねく公平にかつ利用者本位の簡便な方法により、郵便局で一体的に利用できるようにする。一体的に利用できるようにするといふときのやはり大きなハードルとなるものが、委託手数料に係る 500 億円に上る消費税だと私どもは理解をしているわけでございます。

どうか、このことを踏まえて、消費税の減免措置についての御検討をお願いしたいと申し上げますし、もう一つだけ加えさせていただくならば、これは法案の成立時にこのように国会においてうたわれていたということは、すなわち郵政民営化法に当初から大きな不備があったということがもう指摘されていたということでございます。この不備を抱えながら小泉・竹中政権の下で郵政民営化法案が可決・成立してしまったということは、この不備を是正するのはまさに政治の責任であると考えております。そういった点も勘案して、この消費税の減免措置を御検討いただければと思います。

さて、最後になりますが、資料で言えば①で、これは情報基盤強化税制でございます。これも先日、経産省さんの方から要望された事案でございますが、これに関係するものとして、改めて総務省からも要望させていただきたいと思っております。

これは、セキュリティー措置に関するものでございます。改めて言うまでもないことではございますが、最近の情報セキュリティー脅威として、従来のファイアウォールだけでは対応できない新たな、高度なサイバー攻撃が増えておりまして、それに伴う被害も増加しているところでございます。

具体的にどういうことが起こったかといえば、例えば昨年 11 月では J R 北海道さんのホームページが改ざんされまして、それを閲覧したユーザーがウイルスに感染し、そして、その復旧措置に 4 か月を要したという事例もございます。更に、本年 8 月には通販サイトへの不正アクセスにより、3 万件以上ものクレジットカード情報の個人情報流出したという甚大な被害が発生しているわけでございます。このように近年、これまでのファイアウォールでは対処しきれないさまざまなサイバー攻撃というものが出現していることも、これまた事実でございます。

こういったことを踏まえて、具体的な要望事項といたしましては、まず 2 年間の延長。そして、それに加えて、追加措置でございますが、従来のファイアウォールでは対処しきれなくなった事態を踏まえて、IDS、IPS というハードを伴うセキュリティー装置をもその対象に加えていただきたいという内容でございます。これは値段がどれぐらいするかと申し上げるならば、安いもので 300 万円、高いものになります

と 1,000 万円から 2,000 万円を要するというものでございます。残念ながら、大企業は完備ができつつあるわけでございますが、中小企業は実はまだまだセキュリティー対策が進んでおられません。そういった中小企業におけるセキュリティー対策を強化する意味でも、どうか、私どもの要望、2年間の延長並びにその範囲の拡充をお認めいただけますよう、お願いを申し上げます。

以上でございます。

○峰崎財務副大臣

それでは、古本政務官、よろしく申し上げます。

○古本財務大臣政務官

ありがとうございます。古本です。

最後にいただいた I T 投資減税の方からまいりたいと思っておりますけれども、これは経産省の方からも既に御要望いただいておりますし、過日も随時調整で近藤政務官と随分議論をしてまいりました。実は、そこで一定の方向性のようなものも少し、お互いに確認し合えたかなと思っておりますので、具体で要求されている経産省とまた調整をさせていただきたいと思っておりますけれども、要は、そもそも I T 投資というものをどこまで租税で面倒を見ながら政策誘導していくのかということに尽きると思うんです。

ですから、一定の目標のようなものを設けたり、あるいは対象を、これは御案内のとおり、例えば平成 19 年度の全体の減税でいきますと、約 760 億円の減税をしたうち 670 億円弱が資本金 100 億円以上の大企業が使っています。しかも、業種も金融機関といわゆる情報関連産業に特化しまして、これが約 4 割使っています。ですから、当然そういう I T 装置を必要とされる社でいらっしゃると思っておりますので、そのことがすなわち不適切だとは申し上げませんが、事実としてそういう傾斜した利用の実態があるというようなことも見ながら少し全体の議論をしていきたいと思っております。今、拡充の御要望もいただいたんですけれども、そもそも単純に延長するということについても、今、そういったまだら模様もある。租特という税のユーザーを考えますと、少し偏りがあるのも否めない事実がある中で、単純延長はもとより、拡充ということになりますと、これは相当な議論をさせていただかざるを得ないというふうに I T については思っております。

それから、過疎法で、これは議員立法で既に出すという動きで、党内的な手続も取られておられるというふうに聞いておりますので、少し全体の、この過疎法が恐らく来年度の常会を出してこられるという前提で議論してまいりますが、この租特全体は過疎法を前提にしておりますので、その過疎法がどうなるかということをもう少し見極めながら議論をしていかなければならないんですが、実はこれも 12 月の上中旬にかけてまとめていかなければならないというタイミングと平行ですので、少しそこもらみながら議論をさせていただきたいです。

その上で、なお事実だけ申し上げますと、過疎地域は御案内のとおり、国土の 5 割

強ございました、その中で既に平成12年から追加して加えた業種であるソフトウェアについては適用がゼロです。利用されていない中で、今回、新たに適用業種を拡大ということについていくつか御提案がありましたので、過去の拡充してきたものの利用が伸びていないといえますか、むしろゼロ件ですから、なぜそうなっているんだろうかということの検証もしながら、小豆島の事例なども興味深く拝聴いたしましたので、拡充については非常に慎重に議論をさせていただきたいと思っています。

最後に郵政ですけれども、これは相当に高度な政治的な判断も必要になってくると思うんですが、その大前提として消費税の性質だけは、ここはあくまで税制調査会の場合ですので、少し整理をしておかなければならないと思うんですが、これは最終的に、ある主体間における取引については、その途中段階での付加価値については漏れなく課税をするという税でありまして、公益性ということも大変よくわかりますけれども、例えば公的セクターでも、例えば企業局あるいは企業庁が行う土地の販売等については、これは消費税の課税対象になっていますし、どこまでが公益かという議論の整理が必要になると思うんですが、このことをもし例外的な対応をすると、日本で唯一課税しない消費税ということになりますので、その整理をおそらくしていくことについては、税の議論から言って非常に険しいものを感じます。

したがって、今、副大臣から御提案のあった、そもそも分社化しなければ郵便局会社と郵貯会社と保険会社との間に委託契約が、取引が発生しなかったという、その原点に立ち返れば、私も当時、郵政特別委員だった思いもよくよく記憶に承知いたしておりますので、そもそもどうするんだという議論を整理した上で、なお、この消費税の議論は併せてしていこうではないかということ、是非、全体での議論としては要望いたしたいと思います。その整理を待たずして、この消費税の是非を議論するというのはなかなか、税の論理としては難しい気がいたします。

以上です。

○峰崎財務副大臣

それでは、小川政務官は何かありますか。

○小川総務大臣政務官

いいです。

○峰崎財務副大臣

それでは、どうぞ。

○内藤総務副大臣

まず1つ目のIT投資の観点なんです、ここは共通の認識が持てるかと思いますが、情報投資とセキュリティー対策というものは、投資においてはコインの裏表、まさに表裏一体でなければならないということだと思います。ただ、御指摘のように、この税制優遇が一部の企業に偏っているという指摘もこれまた事実だと思います。

ただ、私たちの認識としては、やはり中小企業のセキュリティー対策を後押しして

いかなければいけない。IT産業の大きな特徴として、小さな資本でも開業できるというところがございます。そんな中で、どうしてもセキュリティー対策は、はっきり言えばやらなくてもサービスが開始できてしまうから後回しになってしまう。ただ、一旦、事が起こると大変な事態に波及してしまうので、何としても中小企業の皆様方のセキュリティー投資をバックアップしたい。そういった観点で、共通認識を持ちながら随時調整チームで、ここをあるべき姿へ進めていっていただきたい、変えていっていただきたい。これは要望とともにお願いをさせていただきたいと思います。

そして、次に過疎法なんですけど、確かにソフトウェアに関しての適用がないというのも、これまた事実です。これはずっと前にできたことなので、私、今、第三者的に申し上げさせていただくならば、そもそも過疎の問題で、ソフトウェアをこの業務の一項目として加えること自体、実は無理があったと思っております。といいますのは、ソフトウェア業というものは、考えてみれば明らかなように、かなり高度な人材を求めるものでございまして、それを過疎地域においてやれという方がそもそも無理なところがございます。

ですから、もしソフトウェアを削除せよといったならば、これはごもっともでございまして、ごもっともとさせていただきながら、やはりこれはコールセンターとかそういった、過疎地域の実態を踏まえた新たな業態を加えていただくよう、御検討をお願いしたいと思っております。

そして、3点目で郵政のことでございます。確かに、これは組織論と絡む問題でございます。ただ、だからこそ逆に、組織論に決着がつくまでは、私は少なくとも株式の売却を凍結するのと併せて、消費税の適用を凍結するというのとは一つの考え方ではないかというふうに思っております。

先ほども申し上げましたように、多くの不備を抱えながら小泉政権下において、あのいいかげんきわまりない郵政民営化法案が可決、成立してしまっただけで、その結果、例えばかんぽの宿の売却に関わるさまざまな問題。これも一つだと思います。多くの問題が噴出している。まさに、この穴を封じるのは政治の責任。そういう政治の責任を果たす意味においても、私は組織論と併せて、この消費税の問題を議論するというのがあるべき姿ではないかということで、私は組織論の決着がつくまで、この手数料に係る消費税というものは併せて凍結すべきものではないかということを変更して主張させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○峰崎財務副大臣

それでは、地方税の方をお願いします。

○小川総務大臣政務官

すみません、ブロードバンド税制だけ確認をさせていただきたいと思っております。

総務省全体として、今回、地方税の非課税措置、また特別措置について大幅な見直

しゃられていることについて、わからないわけではないんですが、これから消費税の在り方についての議論は、ここではあまりしませんけれども、ちょっとそれは無理筋だと思いますよ。

○内藤総務副大臣

これは、ほかの企業グループと同一視することはできないと思います。というのは、この郵政に関しては、法律でもって通常の業務をしながらも委託をしなければいけないという義務が法律で課されている。そして、そこから当然発生する消費税を払わなければいけない。これは、ほかの企業と比べると、かなり異例のことではないかと思えます。

○峰崎財務副大臣

いやいや、郵政の窓口でいろいろな商品売って、委託してやっているじゃないですか。それについて消費税がかかりますね。それは当然ですね。だから、そのところの段階でもう無理が生じているんです。それはイコールフットィングになりませんから、義務づけられているというのは、かつては同じ企業であって、その間、法律であると思うんですが、いずれにせよ、それを外してしまうと、消費税の議論からするとなかなか許し難いというか、とんでもないことになりそうだと思いますので、そこだけはちょっと。

○内藤総務副大臣

峰崎副大臣、新たな業務を委託したら、それは当然委託手数料を払わなければいけない。ただ、殊この金融2社の提供するサービスは、もう法律で義務づけられているわけですから、これのサービスを窓口販売してくれると便利ですよといったたぐいのものとは、やはり線を引いて考えていただかなければならないと思えますし、また、ここで消費税の何らかの措置がなければ、今後、5社に哲学なきまま分社化されてしまった組織論の在り方を議論する際に、そうすると一社しかないではないかというふうに、かなり議論に制約が出てきてしまうのではないかと考えております。

ですから、そういったことも考慮しながら、少なくともこの組織の在り方議論を待って、しっかりと。

○峰崎財務副大臣

メモが来たようですから、見てください。

○内藤総務副大臣

これはもう私が再三申し上げたとおり、一般の金融機関では直営店を通じた営業が一般的で、業務委託料にかかる消費税の負担はないわけです。ですから、そういった意味でイコールフットィングという観点からも、これは大きな意味があると思っておりますので、どうかこの点は最大限配慮していただきたいとお願いを申し上げます。

○峰崎財務副大臣

時間がこれ以上はありませんので、引き続きこれも随時調整チームの政治家同士の

話を持って行きたいと思います。

そのほかございますか。なければ一応総務の方は地方税も含めて、総務、総務のやり合いでなかなか大変ですけれども、ありがとうございます。こういうことも当然出てくるわけでありませう。

それでは、次にいわゆる要望にない項目についてに移らせていただきたいと思いますので、もうあと 20 分そこそこでございますが、お付き合い願いたいと思います。

まず、古本、小川、両政務官から説明をお願いしたいと思います。

○古本財務大臣政務官

お疲れ様です。要望にない項目ということでもありますけれども、ではなぜ要望するのかということなんですけれども、大事だから是非整理させていただきたいということでございます。資料に横書きで、各省要望から、多分問題点は今から申し上げることは一つひとつ、それぞれの各省のお立場で、あるいは税調委員の諸先生方の御意見で、またいろいろ御指摘いただきたいと思いますと思っていますが、順番にやってまいりたいと思います。

1 ページ目、租特の見直しの全体の中で、まず 1. の 1 つ目の○譲渡益課税の対象となる公社債の範囲の拡充ということでもありますけれども、こちらにつきましては譲渡による所得が課税対象となる公社債の範囲に、利子が支払われない公社債についても加えてはどうかということでございます。

2 つ目、小規模宅地等の課税の特例の見直しでございます。これはもう既に資産税のときにも課題提起をいたしました。後ろの 6 ページをごらんいただきたいと思います。なんですけれども、小規模宅地等の課税の特例の見直しということで、現在、居住や事業継続するということについては、上限面積、事業用については 400 平米で、減額割合が 80%ということ、租税特別措置を入れております。居住用については、居住継続するという前提で 240 平米で 80%ということなんですけれども、問題は事業継続をしなくとも、居住継続をしなくとも、それぞれ 200 平米並びに 50%の減額適用が入っているということございまして、こちらについては資産税全体の見直しの議論の本体もありますけれども、少し先行してこの議論を今回の 22 年度改正の議論の中に入れさせていただいてはいかがかということでございます。

勿論、この議論の本体はそもそも地価がバブル期のピークに比べ、随分と下がっている中で、引き続き、この小規模宅地等の課税特例を、特に都市部の大変地価が上昇したという方が、納税に大変お困りになった中で入れてきた措置でありますので、そもそもこの本体をどうするかという議論はおそらく大玉の議論としてあるんですけれども、少なくとも、住まない、事業用に使わないという事柄については、少し先行して議論をさせていただいてはどうかということでございます。

1 ページ戻っていただきまして、3 つ目、農業経営基盤強化準備金制度の見直しです。こちらについては、特定農業団体及びこれに準ずる組織を適用対象法人の中から

外してはどうかという提案でございます。

4つ目は、特定目的会社に係る課税の特例の要件の見直しです。こちらにつきましても、特定出資についても、優先出資と同様に国内出資の割合の要件を追加する等の見直しをしてはどうかということでございます。

2ページ目、こちらにつきましては、ナフサでございまして、既に経済産業省との議論等々で議論のテーブルに乗せさせていただいておりますので、既に課題を提起しているとおりでございます。

3ページ目、その他ということで、所得税ほかでございます。保険契約の適用範囲の明確化ということで、こちらは過般の法務委員会で保険法の改正がございました。法務副大臣も、よく御案内のとおりでありまして、その保険法の改正に伴って、新たな第三分野の保険契約の類型が設けられたところでございまして、具体的には生命保険契約、損害保険契約の範囲について明確化を図りたい。これは手続きの話でございます。22年4月から保険法の運用が始まりますので、これに合わせて所要の措置を講じたいということでございます。

2つ目、保険証券の範囲の明確化、こちらにつきましても、同じく保険法の改正に伴う、印紙税の課税物件であります保険証券の範囲についても明確化を図りたいということでございます。

続いて所得税関係で、金融商品先物取引に関する支払調書の整備ということでございます。こちらにつきましては、一部の取引のみが先物取引に関する支払調書の対象になっているということでありまして、適正な課税を確保するという観点から、次に掲げるものにつきまして、支払調書の対象にさせていただきたいということでございます。

1つ目が、市場デリバティブ取引のうちスワップ取引。

2つ目が、外国市場のデリバティブ取引。

これは金融庁の方から既に御議論として挙がっている部分も一部ありますけれども、少し我々の方からも課題の提起をさせていただきたいと思っております。

農水については、副大臣の方からコメントをいただきましたけれども、支払調書の範囲を同様に整備する改正要望をいただいておりますので、これと平仄を合わせてやってまいりたいということでございます。

続いて相続税関係でございますが、定期金に関する権利の評価方法の見直しということで、これは資料の7ページをごらんいただきますと、こういう事柄が今、現実起きておりまして、定期金というのは、例えば確定年金等の有期の定期金ということになるんですけれども、実は今の法律は、昭和25年施行当時の金利の水準と人々の平均寿命の前提で置かれたままになっておりまして、昭和25年当時の平均金利が8%で、平均寿命が男性が58歳、女性が61歳であった。現在は1.5%金利で女性が85歳、男性が78歳の平均寿命、これは平成17年度の数字で恐縮ですが、そういうふうに移

をいたしておりまして、要するにこれは何が起きるかという、例えば 100 万円の有期定期金を 10 年間で受けたとなった場合、これは相続あるいは贈与ということになりますと、10 年物ですと評価割合が 60%ということになりますと、課税ベースが 600 万円になるということになるんです。今の 1.5%の金利水準で計算いたしますと、恐らく 900 万円くらいになるのではないかという議論がございまして、言わばこのピッチを現在の金利の実情に合わせて見直してはどうか。併せて、平均寿命でございましてけれども、例えば今、障害者控除の概要のところも合わせて参考に入れておりますけれども、大体 70 歳に達するまでの年齢ということで記載をしてございまして、併せて今回平均寿命を今の男性 78 歳、女性 85 歳ということを見て、少し見直させていただきたいということで、例えば 70 歳超の終身の定期金の場合は、今は倍率が 1 ということになっておりますけれども、少なくとも 70 歳ということは平均寿命を見る限りないのではないかということで、引上げ並びに倍数を見直していくということをお願いしたいということでございます。

4 ページ目、法人関係でございましてけれども、使途秘匿金という制度がございまして。資料の 8 ページをごらんください。こちらにつきましては、通常の法人税に加えて、その支出額の 40%を課税するという仕組みでありますけれども、こちらについては、企業が相手先、支出先をどうしても秘匿したいという支出は、極力抑制した方がいいのではないかとということで、この 40%を重課している部分がございまして、この制度を是非適用期限を延長させていただきたいということです。全体で利用されている社は、2008 年で約 1,260 社、税額でいきますと 44 億円ということでありますので、どうしても秘匿しなければいけない、不明金より更に秘匿金ですから、そういうことについては重課を継続させていただきたいということでございます。

続いて、中小企業者等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置の適用期限の延長ということでございまして、こちらにつきましては、資料の 9 ページに出ておりますけれども、欠損金の繰戻しによる還付制度というものについては、いわゆる青色申告法人の欠損金は、御案内のとおり欠損事業年度開始の前日 1 年以内に開始したいずれかの事業年度の所得に対する法人税の繰戻し（還付）ができるということでございます。現下の経済情勢の中で、この制度を利用して大変還付を受けて助かっているとっておられる中小企業者の皆さんはたくさんいらっしゃると思っております。当然この還付の制度についても適用の延長を続けたいということでございます。

続いて、間接税であります。消費税の仕入控除税額の回避事例ということで、少し個別の話になりますけれども、資料の 10 ページです。実は検査院から意見表示という大変重いものを頂戴しまして、これは是非対処したいということでございます。事案を具体的に紹介いたしますと、現在消費税の仕組みは、課税事業者は仕入れに係る消費税額の控除または還付ということが出来ます。他方、免税事業者というのは、仕入

れに係る消費税額の控除または還付はできないということであります。

ケースは、賃貸用のアパートを建設された方が、そのアパートの前に自販機が置いてあるケースがよくあると思いますけれども、この自販機を設置することによって、その瞬間に課税業者である、つまり自販機の方は課税事業者になるわけでありまして、課税業者を選択された。家賃の方は非課税でありますので、その際には、アパートを建てたんですけれども、自販機の営業がもっぱらであるという届出の選択をされたんだらうと思います。2年目には家賃が入ってまいります、1年目は家賃が入ってこないということで、恐らくそのアパート全体の建設に要した費用のうちの消費税について、消費税の多額の還付を受けたという事案でございます。

最終的に3年目以降に通常の免税業者に戻るという選択した場合には、当時のアパート建設に要した仕入れ控除税額相当を本来調整がきちんとして、今こういうことができないように、ちなみに違法ではないんですが、こういう運用ができてしまったということでもありますので、こういう事例ができないようにきちんと改めたいということでございます。会計検査院からの意見表示という大変重い事案でありますので、今般の改正の中に織り込ませていただけないかということもございます。

残りは、ウイスキーとたばこの入国者のキャリーの輸入分の措置の延長でございます。

併せてお願いしたいと思っております。

○峰崎財務副大臣

それでは、総務省、お願いします。

○小川総務大臣政務官

地方税の方の資料をごらんいただきたいと思っております。簡潔に申し上げます。

まず1つ目、個人住民税でございますが、年金と給与と両方を受けている高齢者に関連して、従来は給与から住民税を特別徴収をしておりましたが、御存知のとおり今年から年金からの特別徴収が始まりました。ところが、65歳以上に限ってそういう措置を取った結果として、逆に60歳～65歳については、自分で窓口へ行って納めなければならなくなったという不都合がございます。この点を手当させていただきます。

2つ目の、都道府県民税でございますけれども、市町村に徴収の実務を行っていたいております。その関係の経費負担の改正をさせていただきます。

保険契約は国税同様でございます。

最後にたばこ税、先ごろ報道されましたとおり一部の市において、実際の販売額とかけ離れた本数を申告していたという事例がございました。こういったことに対処するための法改正を検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。時間もそれほどありませんが、かなり大玉も入ってきた

のではないかと思います。ナフサというのも、3兆6,000億円の減税規模を持っておりまますので、これは恐らく経産副大臣は問題意識を相当持っておられると思いますので、もし御意見があれば、簡単にどうぞ。

○古本財務大臣政務官

大玉に行く前に前菜として、先ほどの私の説明で、欠損金の繰戻し還付の話、中小・零細はこの制度であれなんですけれども、原則は繰戻し還付ができないんです。これを租特でして差し上げることになっているんですけれども、大企業については凍結しております。大企業までこの凍結を解除するというのをやってしまうとあれでしょうということで申し上げました。

整理すると、中小・零細は何か租特という概念をやりながら、大企業については、ごめんなさいという整理でございます。

○峰崎財務副大臣

それでは、副大臣からお願いします。

○増子経済産業副大臣

ナフサについては、今日大変お忙しい中、古本政務官には現場を視察していただきまして、ありがとうございました。石化業者と中小企業の2か所を私も同行させていただきました。

古本政務官にも問題点は十分御理解いただいたとっておりますし、また、近藤政務官との調整会議も始まりましたので、今日は時間がないこともあり、多くは申し上げませんが、やはりなぜ原料課税をナフサにだけするのかという問題。

それから、外国で全くやっていないということについて、なぜ日本だけやるのか。

加えて、これをやることによって日本の市場なり企業団体すべてがおかしくなってしまう。中小企業の経営者の方の強い言葉は、古本政務官の胸にかなり染み込んだと思うんですが、これをやることによって、同じ土俵で競争させていただきたい。例えば外国も全部同じように原料課税してくれるならば、我々も経営努力なりあらゆる努力をして対抗することは可能であるかもしれないけれども、ほかの国がやらないで日本だけがこういうことをやることによって、とてもではないが企業は存続できないし、すべて関連する業界は全滅するでしょうと、ひいては日本の産業界が全滅することにもつながってくるでしょうという大変強い危機感を示されました。この点については是非税調の皆さんに御理解いただいて、これからまたいろいろ御議論させていただきますが、今、申し上げたような点を十分踏まえて、このナフサについては引き続き、本来ならば恒久化をしていきたいと思っておりますので、その点を踏まえて、これから議論の対象にさせていただければ大変ありがたいと思います。

重ねて、古本政務官、今日はお忙しいところ、ありがとうございました。

○山田農林水産副大臣

先ほどA重油で、産業副大臣に応援していただきまして、増子さんには大変申し訳

ないんですが、ナフサの件については、我々は間伐材を利用したカートカンというものを今、一生懸命やっております、これとペットボトルとの差はわずかなんですが、もしナフサに少し課税してもらえれば、こういったものが地球温暖化対策で、これだけではないんですが、米ぬかを利用したフェノールという新しいプラスチック、そういった新しい形のものもこれから非常に農水分野としては大事になってくるし、そういう分野についても、ナフサに少しでも課税してもらえれば、かなり弾みがついて地球温暖化対策に貢献できるのではないかと考えておりました、先ほどA重油を応援してもらって、非常に心苦しいんですが、お許しいただきたいと思えます。

○阿部社会民主党政務審議会議長

私は2点申し上げたいのですが、1つは、先ほど来皆さんの御論議にある、郵便貯金銀行等の形態が変わったためにかかってくる消費税の問題は、先ほどのお話にもありましたが、あくまでも政治の結果であるということがあるので、より大所高所からどこかで論議をしていただきたいと思えます。分けたがゆえに生じたということも事実ですし、それと同じように要望にない項目等の検討のところ、小川政務官がおっしゃいました個人住民税の関係を申しますと、60歳～65未満の方が住民税を年金から天引くという仕組みの中で、65歳以上からそうしたために、逆に60～65の年金受給者の方が今の形ではご自分で納付される形になったという点をお取り上げであります、実はこれは税と年金の論議にも関わりますが、今のところはやはり年金というものについて非常に国民が、一つはいろんな事務作業の問題でちゃんと自分の年金が来っていない現状や、あるいは年金が暮らしの保証として、自分であるのかどうかというより大きな本質論があるわけです。ここでまた更に例えば60歳から住民税を天引きにするということは、例えばどういう解決方法を今、政務官がお考えかわかりません。この政権にとって真剣にしなければいけないし、むしろ本来は年金というのは、その方の、今、日航のあれでも問題になっておりますが、老後の生活保障という部分もありますので、ここは今日は御提起であります御判断される場合はより政治的に、しっかりした年金の安心感を国民にメッセージしてからにしていきたいと、政策論理的に思いますので発言をさせていただきました。

○峰崎財務副大臣

内閣府副大臣、どうぞ。

○大塚内閣府副大臣

今の阿部先生の質問にも微妙に関わるんですが、要望にない項目がこうして御提案される理由は冒頭に適正な課税を推進するためにと書いてあるんですが、できたら、どういう理由でこれらを税務当局として提案されるのかという背景はもう少し聞かせていただきたいと思えます。

これは税務当局として、ストックベースで球をいっぱい持っていて、その中から今回、何らかの判断基準でこれが出てきているというプロセスを知りたい。つまり我々

サイドは、それぞれ省庁設置法に基づいた行政目的がありますので、それに資する税制改正要望を出すということが筋論であって、何回か前の会合で申し上げたように、税制は論理であるべきである立場で議論させていただいているつもりですが、そういうことなのか、あるいは歳入を確保する視点とか、更には別の目的があるのか、その辺はできたらつまびらかにしていただけるとありがたい。これは要望というか、質問というか、そんな感じでございます。

○古本財務大臣政務官

後ほど峰崎副大臣からカバーしていただきたいと思いますが、一つひとつはそれぞれ何も隠し球で持っていたとか、そういうことではなくて、もっと言うと冒頭の第1回にこういうことを提案してもよかったのかもしれないけれども、各省の要望がほぼこれで出そろって、ゼロ次査定について議論が入ってきていますので、そのプロセスの中で、なお、例えば先ほどの金融関連であえて申し上げれば、農水からはこういう要望も出ているけれども、金融庁はよろしいでしょうかという、少し重いかからこういうデリバティブの話などは入れたりしています。

それから、ナフサとかああいう大玉は別にして、多分経産省からナフサを見直してくれという要望は出てこないわけでありまして、少し租特の期限の定めのある部分でいけば石炭税のところについては、ナフサについては期限が到来しているので、その議論は経産の方とさせていただいているんですけども、その連関で期限の定めのない揮発油税のナフサの本体についても、この際、議論をさせていただきたいという中で、当然に要望がない中でありまして議論を提起している等々ありまして、更には検査院からの指摘については、これは実は率直にいうと、検査院から指摘されてこういうことに気づくということ以前に、今の塚副大臣の発言を借りれば、まさに税務当局としての日頃の全体を俯瞰する力の中で、こういう話もルーチンの中で本来出てくるべきところも、恐らくあるのではないかというふうに思います。

各般にわたっていますので、それぞれは差し控えますけれども、決してこのタイミングで何かということよりも、むしろ各省の諸先生方からいただいた御議論の中から少し漏れているところを拾いつつ、なお、今、税調の場で少し全体を議論した方がいいというものをまとめたということでもあります。

○峰崎財務副大臣

補足いたしますが、租特PTチームというものをつくったんです。そこで、いわゆる期限の来るものとか、租税特別措置と言われているものの範囲も非常にいろんなバリエーションがあるということなんです。その中で、それぞれの省庁から当然出てくるもの、それは勿論それで一つの議論をするんですが、我々がそういう大きなバリエーションの中で見たときにどうしても欠けてしまうところがあるんです。そして、これはタイミング的に今回出した方がいいのではないかと思われるものが何点かあったものですから、それで今回、古本政務官がおっしゃったような感じで整理をしたという

ことで、ひょっとすると皆さんは、すべての租特の見直しをかけて、いろんなふるいをつくるための論議をして、これも抜けているのかということで、そういった点で問題意識の差が、我々の方が少しあり過ぎたということがあるのかもしれませんが。それで総務及び財務の方で、これは少し今回議論した方がいいのではないかとということでチョイスをしたというのが実態でございます。

それほど大きな、ナフサを意識的に取り上げてやろうということではなくて、今、古本政務官が言ったようなこととか、いろんなどころから提起されて来たものが含まれているということでございます。

○小川総務大臣政務官

総務省の方は割とシンプルでして、法改正があった、あるいは事件があったということに関連して、提案をさせていただいております。主要項目で議論するほど大きな玉でもない、かといって御要望をいただくようなことでもない、ちょうどはざまに落ちそうな案件を丁寧に議論させていただくということです。

○古本財務大臣政務官

国税のものは事件もありました。再度、ちょっと議論が錯綜しますが、繰戻し還付の話は、先ほど私が誤って発言しました。繰戻し還付は原則できます。だけれども、大企業については、それを認めないという租特を現在行っております。これの解除はしない、引き続きさせていただくということでございます。中小・零細はできますので、引き続きさせていただくということです。

訂正し、お詫びを申し上げます。

○峰崎財務副大臣

それでは、予定よりも7分ばかり過ぎてしましまして、本当に申し訳ありませんでした。以上で本日の議論は終わりたいと思います。明日は11月26日木曜日でございますが、17時30分から本日と同じ場所で開催したいと思っております。なお、私は参議院の財政金融委員会で、どうしても18時半までありますので、明日は総務副大臣が会議を仕切っていただくこととなりますので、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

明日は、厚労省、金融庁、防衛省の要望項目について議論を行います。

傍聴される記者の皆さんに申し上げますが、記者会見は間もなくこの場所で行います。会見に参加されない方は速やかに退場願います。

以上です。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。